



# 交通安全情報

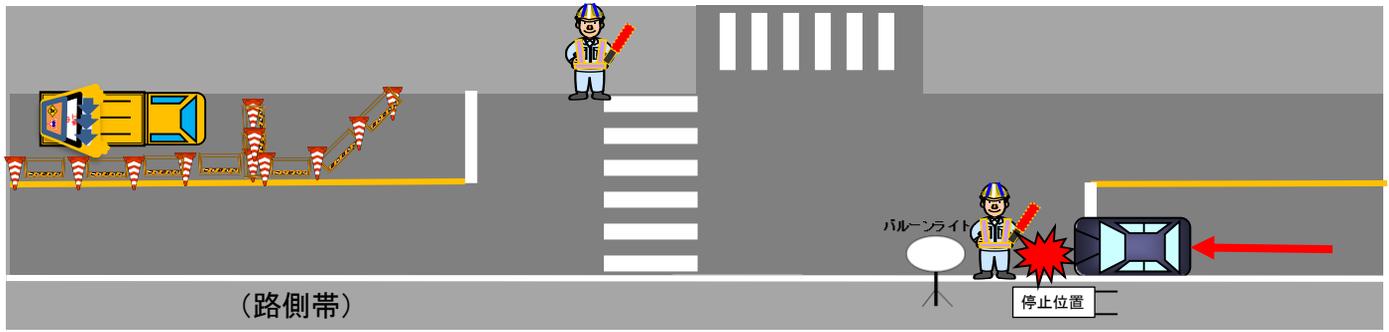
—2月号—

令和8年2月4日  
警視庁交通規制課

## 常設作業帯設置現場で人身事故が発生！

### 【事故の状況】

道路改良の工事現場で常設作業帯を設置し、片側交互通行を実施していたところ、交通誘導員が進行してきた車両に停止を求めるため、車道に出て停止の合図をしましたが、車両の運転手がこれに気付かず衝突したものです。



### 【事故防止対策】

- 1 夜間帯に作業帯を設置する場合は、内照式カラーコーン等の照明器具を使用するとともに、必ずA型バリケードなど**強固な保安資機材を設置**してください。
- 2 交通誘導員は、バリケードの後方に位置するなど、**退避場所を確保**してください。
- 3 停止合図をする時は、運転者とアイコンタクトを取り**大きな動作で明確**に行ってください。
- 4 夜間は点滅型チョッキを着用し、赤色合図灯を使用するなど、**夜間装備資器材を活用**してください。

## 道路使用許可 one point ~作業帯設置の一般的基準~

### 【常設作業帯】

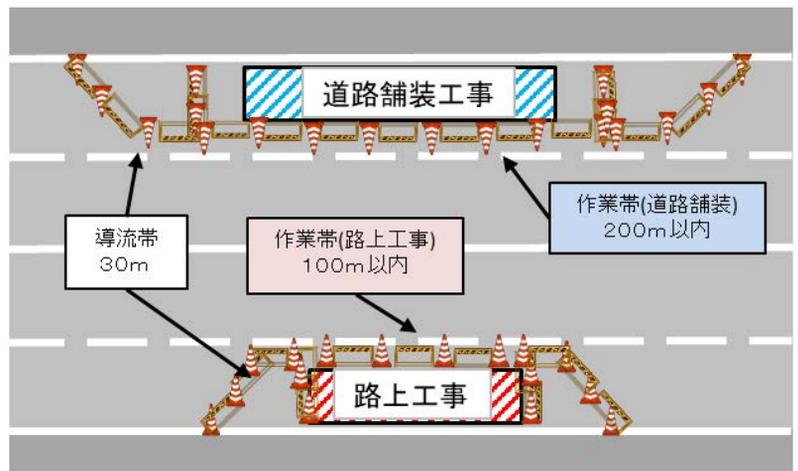
常設作業帯は、道路改良工事など真にやむを得ない場合に限り設置可能です。設置する場合は、**現況の車線数、車線幅を確保**することが原則です。

### 【作業帯の長さ】

- 管路埋設等の掘削を伴う路上工事では、原則として**100m以内**。
- 道路舗装工事では、原則として**200m以内**。

### 【導流帯の長さ】

導流帯の長さは、原則として**30m**です。ただし、カーブ等の見通しの悪い場所や車線数の多い道路では長めに取るなど、交通状況、道路状況を踏まえ、現場の状況に応じた長さとしてください。



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！



**TOKYO SAFETY ACTION**

<https://www.safetyaction.tokyo/>

